

看護師の再就職支援 自分に合ったプログラムで学べます



市は、潜在看護師再教育支援事業を実施しています。これは職場復帰に不安を感じる看護師の方が、市内指定医療機関に再就職する場合、離職期間などを考慮して個別に作成したプログラムで研修を受けることができます。研修を希望する方は、雇用契約時に指定医療機関（下表参照）でお申し込みください。プログラムの見本は、健康会館、ナースバンク立川（曙町1-21-1ユニゾ立川ビル6階）で閲覧できます。

●対象 次の全ての条件を満たす方
▼看護師または准看護師の資格を有している
▼看護職離職後、おおむね3年以上経過し、現在看護職に就いていない
▼週20時間以上の勤務で、1年以上の勤務が見込まれる

●研修期間 ▼夜勤を伴う業務
●最長3か月 ▼夜勤を伴わない業務
●1か月

| 指定医療機関 |
|----------------|
| 井上レディースクリニック |
| 川野病院 |
| さいわいこどもクリニック |
| すながわ相互診療所 |
| 立川相互病院附属子ども診療所 |
| 立川相互ふれあいクリニック |
| 立川中央病院 |
| 立川内科クリニック |
| 永井産婦人科病院 |

●健康推進課地域支援係・内線6732

都営住宅の入居者募集

募集戸数・申込資格は募集案内でご確認ください。

●募集住宅 ▼家族向 ▼単身者向 ▼定期使用住宅（若年ファミリー向・多子世帯向） ▼若年ファミリー向

●募集案内の配布 ▼期間 5月8日（月）～16日（火） ▼場所 市役所（総合案内（1階）と住宅課（2階53番窓口））、窓口サービスセンター（立川タクロス1階）、各連絡所、東京都住宅供給公社立川営業所（曙町2-34-7ファーストビル3階）
●申込期間・方法 募集案内に添付している封筒を使用し、郵送で5月19日（金）までに届いたものに限り受け付けます。

平成30年4月に新入学の方対象！就学相談説明会

市は、心身に障害のあるお子さん、行動や発達の様子が気になるお子さんの就学相談を電話で受け付けています。また、就学先決定までのスケジュール等について、事前に理解を深めていただくため、次の通り就学相談説明会を開催します。なお、保育はありません。

●平成30年4月に小学校入学予定で、お子さんの発達や障害のことで心配がある保護者の方
①5月12日（金）午後2時～3時30分
②5月13日（土）午前10時～11時30分
①②は同じ内容
●場子ども未来センター 定各24人（申込順）
●教育支援課 ☎（527）6171

公開する会議日程

市は、審議会などの会議を公開しています。いずれも直接会場へ（先着順）。

●教育委員会定例会 時・場
5月10日（水）午後1時30分から
●市役所1階101会議室 ▼5月29日（月）午前10時から
●市役所2階208・209会議室 各20人
●教育総務課庶務係・内線2465
●交通安全対策審議会 時
5月12日（金）午前10時から
●市役所1階101会議室 10人
●交通安全対策課交通企画係・内線2280
●国民健康保険運営協議会 時
5月17日（水）午後1時30分～3時
●市役所2階208・209会議室 定
15人
●国民健康保険課業務係・内線1390

児童関係の各種手当等 該当する方は申請を

市や国、都は児童を養育している方を対象に各種手当の支給や医療費の助成などを次の表の通り行っています。現在これらの手当等を受けていない方が新たに手当等を受けるには申請が必要です。該当する方で、まだ申請していない方は子育て推進課（市役所1階21番窓口）で申請してください。また、これらの手当等を受けている方には更新月に現況届のご案内を送りますので、お忘れなくご提出ください。

なお、乳幼児医療費助成以外は所得制限があります。

●子育て推進課・内線1346

| 対象者・支給要件と手当月額（平成29年4月1日現在） | |
|----------------------------|---|
| 学齢前 | <p>①乳幼児医療費助成 市内に住む学齢前の乳幼児を養育している方で、乳幼児が健康保険に加入している方に助成。 【助成内容】保険給付が行われた医療費の自己負担分</p> |
| 小1～中3 | <p>②義務教育就学児医療費助成 市内に住む義務教育就学期の児童を養育している方で、対象児童が健康保険に加入している方に助成。 【助成内容】保険給付が行われた医療費の自己負担分の一部</p> |
| 中学校修了前 | <p>児童手当 中学校修了前の児童を養育する方に支給。 【手当月額】▶3歳未満＝15,000円 ▶3歳以上小学校修了前 第1子・第2子＝10,000円 第3子以降＝15,000円 ▶中学生＝10,000円 ▶所得制限以上の世帯の児童＝5,000円 ※生計中心者が公務員の場合は、職場での申請となります。</p> |

| | |
|--------|--|
| ひとり親家庭 | <p>特別児童扶養手当 20歳未満で、身体障害者手帳1級～3級程度、愛の手帳1度・2度程度（3度の場合は診断書により判定）の児童、長期間安定を要する病状または精神の障害により日常生活に著しい制限を受ける児童を監護している方に支給（施設に入っている児童や障害を理由とする年金を受給している児童を除く）。 【手当月額】▶1級＝51,450円 ▶2級＝34,270円</p> |
| | <p>児童育成手当（障害手当） 次のいずれかに該当する20歳未満の児童を扶養している保護者に支給▶身体障害者手帳1級・2級▶愛の手帳1度～3度▶脳性まひ▶進行性筋萎縮症 【手当月額】15,500円</p> |
| | <p>児童扶養手当 次のいずれかに該当する児童を養育する父または母、養育者に、その児童が18歳になる年度末まで（中度以上の障害がある児童は20歳になるまで）支給▶父母が離婚した▶父または母が死亡または生死不明▶父または母が重度の障害（障害基礎年金1級程度）を有する▶父または母に1年以上遺棄されている▶父または母が法令により1年以上拘禁されている▶婚姻によらないで生まれ、父または母に扶養されていない▶父または母が保護命令を受けた 【手当月額】▶全額支給＝42,290円 ▶一部支給＝9,980円～42,280円（加算分）2人目5,000円～9,990円・3人目以降3,000円～5,990円 ※公的年金受給の場合は、年金の月額分が差し引かれます。</p> |
| | <p>児童育成手当 次のいずれかに該当する児童を扶養している保護者に、その児童が18歳になる年度末まで支給▶父母が離婚した▶父または母が死亡または生死不明▶父または母が重度の障害（身体障害者手帳1級・2級程度）を有する▶父または母に1年以上遺棄されている▶父または母が法令により1年以上拘禁されている▶婚姻によらないで生まれ、父または母に扶養されていない▶父または母が保護命令を受けた 【手当月額】13,500円</p> |
| | <p>ひとり親家庭等医療費助成 対象要件は上欄の児童扶養手当と同じ。中度以上の障害のある児童には20歳未満まで助成。対象者は健康保険に加入していることが必要。 【助成内容】保険給付が行われた医療費の自己負担分の一部または全部</p> |

会議、講演会等に手話通訳等を希望する方は開催1週間前までに各問い合わせ先、または下記ファクスまでお申し込みください。Fax（521）2653